

# 非常変災時の休業及び登下校等について

【令和6年4月1日版】

## 1 生徒が登校する前に**警報（いかなる警報であっても）**が発表されたとき

- (1) 警報が解除されるまで、自宅で待機します。
- (2) 朝の会開始時刻（午前8時10分）の1時間前（午前7時10分）までに解除されたときは、平常通り登校します。
- (3) 始業時刻1時間前から正午（午前7時10分～12時）までに解除された時は解除から1時間後をめどに授業が始まります。
- (4) 正午を過ぎてから解除された時は休みとなります。
- (5) 午前中のみの授業日（土曜日の教育活動など）は、朝の会開始時刻（午前8時10分）に警報が発表されているとき休みとなります。

※ ただし、(2)と(3)のときでも、道路、橋などの損壊その他で危険なとき並びに自宅の被害が著しいときは登校しないようにして下さい。

## 2 生徒が登校してから**注意報（強風、大雨等）・警報・記録的短時間大雨情報**が発表されたとき

### (1) 強風注意報（強風、大雨等）が発表されたとき

- ① 強風注意報が発表されたとき、今後警報・記録的短時間大雨情報が予想されるときは、気象状況（台風等の位置・規模・進行速度・方向など）や道路・交通状況などを判断し、生徒が安全に帰宅できると認められるときを見計って、授業を速やかに中止し、下校させます。なお、このとき、スマート連絡帳等にて、この旨を保護者にお知らせします。また、生徒が下校する際、教職員が見守りポイントに立ち、集団下校をします。保護者の皆様は、自宅付近などにて、できる限り生徒の下校の様子を見守って下さい。
- ・ 学校から保護者の方に「生徒が授業を切り上げ下校する」という連絡が入ってから、1時間以内にアンケートフォームへの回答（帰宅した・帰宅していない）を行い、送信して下さい。帰宅していないと回答をした場合、その後、生徒が帰宅したら、すぐに学校へご連絡をお願いします。なお、返信がないときは学校から「帰宅確認」の電話連絡をします。
- ・ 自宅に保護者などが不在の生徒については、状況を確認し、下校又は学校待機の判断を行います。
- ・ 遠距離通学者については、安全を考慮して早めに帰宅させるか、帰宅が困難なときは、一時校内の安全な場所で待機させます。
- ② 警報・記録的短時間大雨情報発表時の気象状況（台風等の位置・規模・進行速度・方向等）や道路・交通の状況、通学距離等を判断して、校内の最も安全な場所で待機させます。学校は避難場所ですので、気象状況や道路・交通の状況が落ち着いてから、慌てずにお迎えをお願いします。

## 3 **警報**の発表および発表が予想されるとき**の給食の実施**について

- (1) 気象状況により、休業などが心配されるときは、休業予定日の前々日に、給食中止を決定し、スマート連絡帳にて、この旨をお知らせします。
- ・ 警報（いかなる警報であっても）の発表および発表が予想されるときには、給食が提供できないときがあります。日頃より各家庭で保存食などの備蓄をお願いします。
- ・ 給食中止日が休業とならなかったときは、弁当などを持参させて下さい。

- (2) 気象状況により、当日の授業打ち切りが心配される場合は、給食の開始時刻を早めたり、簡易給食（パン・牛乳など）にしたりすることがあります。
  - ・当日の授業打ち切りが心配される場合は、事前に給食の提供に関わる情報をスマートフォン連絡帳でお知らせします。

#### 4 特別警報が発表されたとき

- (1) 特別警報が発表されたときは、「自宅待機」「学校待機」「避難所への避難」など生徒及び保護者自身の安全を最優先にした行動をとるようにして下さい。そのためにも、日頃より各家庭において、身近な避難場所や通学路付近にある避難場所について確認をしておいて下さい。また、学校にいる場合に特別警報が発表されたときは、全教職員ですべての生徒の安全確保に努めます。
- (2) 保護者が迎えに来たときは、保護者と相談し、道路などの状況を考慮した上で引き渡す場合もあります。ただし、学校は避難場所として安全な場所であるため、気象状況や道路・交通の状況などが落ち着いてから、慌てずにお迎えをお願いします。

#### 5 その他

- (1) 原則として災害に伴う休業は、岐阜市小中学校管理規則第4条第4項第2号に基づき、校長が判断し、決定します。その際、児童生徒の発達の段階を考慮し、校区の小学校と連携をとりながら最終的に判断しますが、各小学校との対応に違いが出る場合もありますので、ご了承下さい。
- (2) (1) にかかわらず、岐阜市教育委員会が決定するときもあります。
- (3) 岐阜市が災害対策本部を設置し、又は避難準備情報、避難勧告若しくは避難指示を発令しているときで、学校として生徒を長時間校内に待機させると判断したときは、食料、飲料水、毛布その他の備蓄品を使用することができます。